

テレワークに係る数値目標について（案）

平成 28 年 6 月
内閣府仕事と生活の調和推進室

1. これまでの経緯

- 行動指針におけるテレワークの数値目標については、昨年度の評価部会の議論の結果、以下のとおりとなったところ。
 - ・テレワークについては、引き続き推進する。また、テレワークに関する数値目標は、2015 年、目標終期を迎えるため、見直し。
 - ・2016 年以降の具体的な数値目標の設定については、「世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表」（以下「工程表」という。）に基づき 27 年度中に行うこととされているテレワーク人口の実態を的確に把握するための手法等の検討及び新たな KPI の設定・見直し等の検討の状況を踏まえ、今後、改めて、評価部会において議論の上、再度設定することとする。

2. 前回評価部会以降の動き

- 平成 28 年度の「工程表」においては、昨年度までの KPI が維持されたが、柔軟な働き方が進みつつあることから、テレワーカー全体（雇用型及び自営型）の実態等を調査し、KPI の再設定を検討することとされた。

世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表

（平成 28 年 5 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

【目標（マイルストーン含む）】

- ・平成 32 年には、テレワーク導入企業を平成 24 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし…（後略）

※なお、「週 1 日以上終日在宅」のテレワークのみならず、時間単位の在宅勤務や自宅外でのモバイルワークなど柔軟な働き方が進みつつあることから、平成 28 年度においては、テレワーカー全体（雇用型及び自営型）の実態等を調査し、KPI の再設定を検討する。

注）下線は内閣府による

3. 当面の進め方

- 上記「工程表」に基づく KPI の再設定の検討状況を踏まえ、今後、改めて、評価部会において議論の上、再度設定。
- それまでの間、内閣官房における検討に当たっては、当部会の問題意識も踏まえたものとなるよう連携を図るとともに、当部会に状況を御報告予定。
また、「工程表」にある現行 KPI（「テレワーク導入企業割合を平成 24 年度比で 3 倍」「週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数 10%以上」）の状況を把握。

【参考：各種政府決定文書におけるテレワーク関連指標に係る状況（時系列）】

計画名称・決定文書 (所管部局)	策定期期	指標・目標値
子ども・子育てビジョン (内閣府 政策統括官(共生社会政策担当))	平成 22 年 1 月 29 日 閣議決定	在宅型テレワーカーの数 数値目標 700 万人(H27 年/2015 年) ※就労人口に占めるテレワーカー比率 20% (H22 年/2010 年)
新たな情報通信技術戦略 工程表 (内閣官房 IT担当室)	平成 22 年 6 月 22 日 高度情報通信ネットワ ーク社会推進戦略本部	在宅型テレワーカーの数 数値目標 700 万人(H27 年/2015 年)
仕事と生活の調和推進のための 行動指針 (内閣府 男女共同参画局)	平成 22 年 6 月 29 日 仕事と生活の調和推進 官民トップ会議策定	在宅型テレワーカーの数 数値目標 700 万人(H27 年/2015 年)
第3次男女共同参画基本計画 (内閣府 男女共同参画局)	平成 22 年 12 月 17 日 閣議決定(変更)	在宅型テレワーカーの数 数値目標 700 万人(H27 年/2015 年)
高齢社会対策大綱 (内閣府 政策統括官(共生社会政策担当))	平成 24 年 9 月 7 日 閣議決定	在宅型テレワーカーの数 数値目標 700 万人(H27 年/2015 年)
世界最先端 IT 国家創造宣言 (内閣官房IT総合戦略室)	平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定 平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定(変更) 平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定(変更) 平成 28 年 5 月 20 日 高度情報通信ネットワ ーク社会推進戦略本部	2020 年までに テレワーク導入企業を 2012 年度比で3倍、 週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型 テレワーカー 全労働者数の 10%以上 ※平成 28 年は閣議決定対象である本体ではな く「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」におい て規定
まち・ひと・しごと創生総合戦略 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本 部事務局)	平成 26 年 12 月 27 日 閣議決定 平成 27 年 12 月 24 日 閣議決定	2020 年までに テレワーク導入企業を 2012 年度比で3倍、 週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型 テレワーカー 全労働者数の 10%以上
少子化社会対策大綱 (内閣府 政策統括官(共生社会政策担当))	平成 27 年 3 月 20 日 閣議決定	全労働者数に占める週 1 日以上終日在宅で就 業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合 数値目標 10%(2020 年)